

令和3年6月10日（木）開催

令和3年度  
第3回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

### 第3回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和3年6月10日(木)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫  
5番 杉山幸進 7番 長倉喜美男  
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 6番 秋田孝明
6. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
7. 案 件  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案 第3号 非農地証明願の承認について

#### 8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年6月2日に招集告示致しました令和3年度第3回農業委員会定例総会を開会致します。  
(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日、出席されている農業委員は7名で6番 秋田孝明委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。なお、秋田孝明委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 (あいさつ省略)

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の

議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

8番 沖津由藏 委員、9番 澤谷政夫 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、今回報告はないためさっそく議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

1ページ及び2ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は6月2日(水)に、2番 青木委員及び鳥山推進委員と濱辺推進委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。

今回の申請は4件でございます。申請地については、譲受人が全て同一の農業者となっており親族からの所有権移転となります。番号2についてですが、〇〇〇〇と〇〇〇〇による共有地となっており、持分を全て〇〇〇〇に移転するものであります。

耕作者の状況ですが、番号1・3・4は〇〇〇〇が耕作しており、番号2は〇〇〇〇が耕作しております。所有権移転後も引き続き耕作を継続し利用権設定の手続きも行う予定です。申請地の図面は、3ページから4ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱辺

農地利用最適化推進委員の濱辺です。

それでは報告致します。3ページ及び4ページをご覧ください。  
番号1・3・4は、〇〇〇〇に位置しており、現況は牧草が作付け  
されておりました。番号2は〇〇〇〇より〇〇〇〇付近に位置して  
おり現況はデントコーンが作付けされておりました。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございません  
か。

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致し  
ます。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

5ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について、ご説明致します。今回の申請は2件で、青森県知事  
へ申請するために意見を求めるものであります。申請の概要ですが、  
2件どちらも〇〇〇〇の工事に係る営繕施設及び仮設ヤードを設置  
するための一時転用となっております。工事期間は7月～12月頃  
までの予定で3月頃までの間で撤去し農地へ復旧する計画となっ  
ております。申請地の図面は6ページにございます。また現地調査の  
結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱辺

それでは、報告致します。6ページをご覧ください。

番号1から2の3については全て、〇〇〇〇より〇〇〇〇付近に  
位置しております。以前バレイショ等を収穫しておりましたが、〇  
〇〇〇に係る買収により残地となり現在は何も作付けされておま  
せんでした。面積については、全て必要最小限の面積であり集团的

農地の分断へ繋がらないことと、工事現場からの必要性及び妥当性、近隣耕作者への影響がないよう緩衝帯を設けることから問題はないと思われま

す。以上で議案第2号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

7ページをお願い致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。

今回の申請は3件でございます。番号1から番号2は、相当前より未耕作であり、原野化及び山林化しているため地目変更を希望するものであります。申請地の図面は8ページでございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 鳥山

農地利用最適化推進委員の鳥山です。

それでは、報告致します。8ページをご覧ください。

番号1の1から2の2については、〇〇〇〇から〇〇〇〇の間に点在しております。しかし今回の申請地への接続道路について、現在は使用されておらずあらゆる手段を検討しましたが、現地への目視確認は不可能と判断しました。そこで、農業委員会日常業務のQ&Aで現地確認不能箇所については現場の道路状況または航空写真等で判断するとあることから、これに準じ写真で判断することといたしました。申請者より現地付近の写真提供があったため確認したところ、番号1の1から2の2について接続道路はもちろん、全てあきらかに山林化しており農地への復旧は困難であると判断いたし

ました。

以上で議案第3号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 菊池

ここは、以前私も行ったことがあるが道が無くなっていた。

農業委員 澤谷

私もパトロールで行ったことがあるが、農地の区画が小さく当時もすごく荒廃していた。この場所の他にも非農地化している場所がある。

議 長 長倉

その他、質疑がなければこれより採決致します。

(～異議なし～)

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和3年度第3回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和3年6月10日(木)

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ㊟

議事録署名者 沖津 由藏 ㊟

議事録署名者 澤谷 政夫 ㊟